2026 年 11 月 4 日　全 9 頁

約束手形の急減と資金繰りへの影響

期末決算に表れない資金繰りの変化と金融機関の役割

政策調査部　主任研究員　鈴木 文彦

[要約]

■ 法人企業統計によれば、2025 年度の支払手形残高は前年度比 17.6%減の 18 兆 5,098 億円となり、1991 年度に減少に転じて以降最大の減少率を記録した。卸売業・製造業・建設業がそろって 2 割近く減っている。2020～2024 年度は残高がほぼ横ばいで、紙の手形がでんさいに置き換わる動きが中心だった。足元では、手形サイトの短縮など取引条件の見直しも重なり、支払手形そのものが減り始めている。

■ 手形の本源的な出し手と最終的な受け手を業種・規模別に抽出し、企業間信用の変化を法人企業統計で確かめた。手形の回転期間はすべての区分で短くなったが、出し手では支払手形の短縮を買掛金の長期化で補った形跡はなく、受け手でも商社金融の担い手である大手卸売業を別とすれば、受取手形の減少が売掛金の増加に置き換わってはいない。所要運転資金を左右する収支ズレは資本金 1 億円以上の区分を中心に拡大し、拡大幅が最も大きい資本金 10 億円以上の建設業では実質借入金も増えたが、収支ズレ拡大への寄与は手形の減少よりも売掛金・棚卸資産の増加の方が大きく、その背景には受注・施工面の事情があるとみられる。

■ 期末決算でみる限り、企業間信用の縮小で資金繰りが全体として悪化した形跡はない。もっとも、運転資金不足は、期末残高に表れない月々の売上や仕入の変動からも生じる。代金の一部を手形で支払う慣行は、こうした期中の資金繰りの波をならす役割を担っていたため、手形がなくなれば、その変動は企業の手元に直接表れる。企業間信用の縮小の受け皿となる金融機関には、決算書の確認にとどまらず、月次の入出金など期中の資金繰りを継続的に把握しながら資金を供給する体制が求められる。

株式会社大和総研 丸の内オフィス　〒100-6756 東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号 グラントウキョウ ノースタワー

このレポートは投資勧誘を意図して提供するものではありません。このレポートの掲載情報は信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、記載された意見や予測等は作成時点のものであり今後予告なく変更されることがあります。㈱大和総研と大和証券㈱は、㈱大和証券グループ本社を親会社とする大和証券グループの会社です。内容に関する一切の権利は㈱大和総研にあります。無断での複製・転載・転送等はご遠慮ください。

１．手形の急減

支払手形の減少率は 1991 年度以降で最大

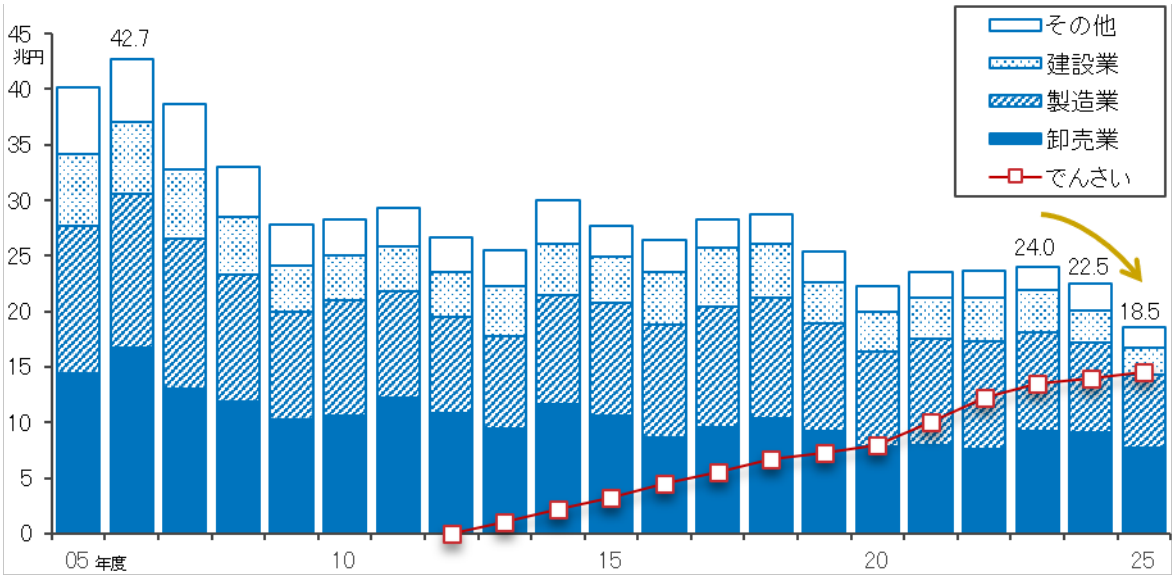
図表 1 は、財務省「法人企業統計調査」から支払手形残高を業種別に示したものである。2025 年度の支払手形残高は 18 兆 5,098 億円で、前年度を 17.6%下回った。支払手形残高は 1990 年度の 107 兆円をピークに減少傾向をたどり、2010 年度には約 4 分の 1 の 28 兆円となった。その後は減少のペースが鈍り、2020～2024 年度は 22 兆～24 兆円台でほぼ横ばいだった。前年度比の減少率でみると、2025 年度は 1991 年度に減少に転じて以降最も大きい。卸売業・製造業・建設業の 3 業種で支払手形残高の約 9 割を占める構造は変わっていない。

手形に代わる電子的決済サービスが、でんさい（電子記録債権）である。全銀電子債権ネットワーク（でんさいネット）が扱い、手形と同じく割引や譲渡ができる。法人企業統計の支払手形には、でんさい等の電子記録債務も含まれる。でんさいネットの統計によれば、2026 年 3 月末のでんさい残高は 14 兆 5,413 億円で、前年同月末比 4.4%増えた。2021 年 3 月末（7 兆 9,397 億円）と比べると約 1.8 倍である。支払手形残高が横ばいだった時期にも、でんさい残高は増え続けた。紙の手形がでんさいに置き換わってきたことがうかがえる。

電子交換所での手形の交換は 2027 年 3 月末に終了へ

政府は 2021 年 6 月の成長戦略実行計画で、5 年後の約束手形の利用廃止に向けた取組を促した。これを受け、全国銀行協会は同年 7 月の自主行動計画で、2026 年度末までに電子交換所で

図表 1 支払手形残高の推移



（注）支払手形は法人企業統計調査（年次別調査）の全産業（除く金融保険業）・全規模の計数で、でんさい等の電子記録債務を含む。年度中に決算期を迎えた法人の期末残高であり、3 月末時点の残高ではない。でんさいは各年度 3 月末の残高で、金融保険業や個人事業主等の利用分を含み、他の電子債権記録機関の分は含まない。両統計は対象範囲と計測時点が異なるため、概念上、支払手形とでんさいの差額は紙の手形残高に相当するものの、その数値とは必ずしも一致しない点に留意されたい。
（出所）財務省「法人企業統計調査」、全銀電子債権ネットワーク「でんさいネット請求等取扱高」より大和総研作成

の手形・小切手の交換枚数をゼロにする目標を掲げた。2022 年 11 月には、全国の手形交換所で行われていた交換業務が電子交換所に移った。電子交換所における手形・小切手の交換は、2027 年 3 月 31 日をもって廃止される [1]。一方、2025 年の交換枚数は 1,416 万枚と、前年から 551 万枚減ったにとどまり、このペースではゼロまで約 3 年かかる。ただ、金融庁の資料によれば、既存の取引先への手形・小切手用紙の発行を停止・終了した金融機関は 83%に達し、多くが 2026 年 9 月 30 日を最終振出期限に設定していた [2]。こうした状況から、全国銀行協会は 2026 年 11～12 月に大きく減るとみている [3]。

２．手形の減少は運転資金を増やしたか

手形減少の背景にある取引条件の見直し

足元の支払手形の減少には、電子化だけでなく取引条件の見直しも影響しているとみられる。2024 年 11 月からは、下請代金の支払に用いる手形や電子記録債権について、業種を問わずサイトを 60 日以内とする指導基準が適用された。建設工事の下請代金でも、国土交通省が同時期に同様の運用を始めた。2026 年 1 月には、下請代金支払遅延等防止法を改正した「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（以下、取適法）が施行され、同月以降に発注された対象取引での手形払いが禁じられた。2027 年 4 月からは、公正取引委員会の告示「製造委託等に係る代金の支払に関する特定の不公正な取引方法」により、取適法の対象外の製造委託等でも、原則として給付の受領から 60 日以内の支払が求められる。

これらのうち 2026 年 1 月以降の措置は、2025 年度の期末残高にはまだほとんど反映されていない。ただし、取引条件の見直しは 2024 年 11 月の指導基準の変更などで先行していた。紙の手形からでんさいへの置き換えにとどまらず、企業間信用そのものの短期化・縮小が始まった可能性がある。手形が減れば、振り出していた側は支払を早める分の資金が要り、受け取っていた側は割引による資金化ができなくなる。足りなくなった運転資金は金融機関からの借入で補うことになる、というのが一般的な見方であろう。本稿では、この見方を法人企業統計で確かめる。問いは 2 つある。第 1 に、手形の減少で運転資金は増えたか。第 2 に、増えた運転資金を金融機関借入で補ったか。

手形の本源的な出し手と最終的な受け手

この変化が取引の連鎖のどこで起きているかを確かめるため、手形の本源的な出し手と最終的な受け手を業種・規模別に分けた。手形取引には、受け取った手形を割り引いて資金化する一方で、自らも仕入先に手形を振り出すという連鎖がある。このため、支払手形が多いという

[1] 全国銀行協会「電子交換所の交換廃止時期の決定および手形･小切手交換廃止時期の明確化について」(2026 年 6 月 18 日)
[2] 金融庁「手形･小切手機能の全面的な電子化に向けた官民の取組について」第 12 回事業者のデジタル化等に係る関係省庁等連絡会議 資料 5(2026 年 9 月 16 日)、p.2
[3] 全国銀行協会「『手形･小切手機能の電子化状況に関する調査報告書』等について」(2026 年 3 月 27 日)

だけでは、本源的な出し手なのか、手形を受け渡す中継役なのかを見分けられない。

法人企業統計の受取手形は、電子記録債権を含む一方で、割り引いた手形と裏書譲渡した手形を除いた残高である。割引の多い企業ほど受取手形が小さく表れるため、本稿では受取手形に受取手形割引残高を加えた「割引前受取手形」を用いる。以下、特に断らない限り、受取手形はこれを指す。支払手形から割引前受取手形を差し引いたものを「手形純額」とする。

そこで、業種・規模別の区分ごとに、コロナ禍前の 2015～2019 年度平均で手形純額を求めた。そのうえで、支払手形の超過額が大きい順に 7 区分を「本源的出し手」、受取手形の超過額が大きい順に 7 区分を「最終的受け手」とし、手形の出し手と受け手の典型として比べた。その間にある区分は、手形を受け取りながら振り出す「中継」とみなした。資本金 1 千万円未満は、業種に分けず 1 区分とした。

2015～2019 年度平均を基準とする分類では、本源的出し手は建設業と最終財・組立系の資本金 1 千万円以上の 3 規模、最終的受け手は素材・部品系の同じ 3 規模、資本金 1 億～10 億円の小売業、資本金 1 千万円未満の企業である（図表 2）。卸売業は、業種別に分類した資本金 1 千万円以上の区分のうち、資本金 1 億円以上では最終的受け手、それ未満では本源的出し手に分かれる。大手の卸売業が手形を受け取る形で取引先に信用を与える、いわゆる商社金融の構図である。以下では、2025 年度に手形純額の符号が変わった区分も含め、この基準時点の分類を固定して比較する。

2015～2019 年度平均と 2025 年度を比べると、本源的出し手では、建設業と、資本金 1 億円

図表 2 手形の本源的出し手と最終的受け手（支払手形超過額・受取手形超過額、単位億円）

本源的出し手（支払手形超過額）				最終的受け手（受取手形超過額）			
業種（規模）	2015~19 年度平均	2025 年度	増減	業種（規模）	2015~19 年度平均	2025 年度	増減
卸売業（1 千万～1 億円）	11,120	13,710	2,590	卸売業（10 億円以上）	7,756	7,087	−668
建設業（10 億円以上）	10,564	4,745	−5,819	全業種（1 千万円未満）	7,004	4,478	−2,526
最終財・組立系（10 億円以上）	6,502	1,173	−5,329	素材・部品系（10 億円以上）	5,249	10,295	5,046
建設業（1 千万～1 億円）	6,128	2,000	−4,127	卸売業（1 億～10 億円）	5,006	275	−4,731
建設業（1 億～10 億円）	3,072	1,776	−1,296	素材・部品系（1 千万～1 億円）	4,319	2,503	−1,816
最終財・組立系（1 億～10 億円）	2,152	868	−1,283	小売業（1 億～10 億円）	3,187	−175	−3,361
最終財・組立系（1 千万～1 億円）	1,721	2,810	1,088	素材・部品系（1 億～10 億円）	2,703	606	−2,096

（注）支払手形から割引前受取手形（受取手形＋受取手形割引残高）を差し引いた 2015～2019 年度平均について、支払超過の大きい順に 7 区分を「本源的出し手」、受取超過の大きい順に 7 区分を「最終的受け手」とした。両者の間にある「中継」は表から省略した。製造業 19 業種は、資本金 1 千万円以上の 3 規模を合算した 2015～2025 年度の手形純額の平均をもとにグループ化し、支払超過の業種を「最終財・組立系」、受取超過の業種を「素材・部品系」とした。「最終財・組立系」は、食料品、パルプ・紙・紙加工品、印刷、自動車、その他の輸送用機械、生産用機械、電気機械、業務用機械。「素材・部品系」は、繊維、木材、化学、石油・石炭、窯業・土石、鉄鋼、非鉄金属、金属製品、はん用機械、情報通信機械、その他の製造業。素材・部品系には、川上の素材産業として鉱業も含めた。四捨五入のため、増減が一致しない場合がある。

（出所）財務省「法人企業統計調査」より大和総研作成

以上の最終財・組立系で支払手形超過額が縮小し、資本金 1 千万～1 億円の卸売業と最終財・組立系では拡大した。最終的受け手では、資本金 1 億～10 億円の卸売業や資本金 1 千万円未満の企業などで受取手形超過額が縮小し、資本金 1 億～10 億円の小売業は支払超過に転じた。その半面、資本金 10 億円以上の素材・部品系では受取手形超過額が約 2 倍に増えており、手形取引の縮小は一様ではない。

収支ズレ拡大の主因は手形以外

次に、本源的出し手と最終的受け手のそれぞれの収支ズレに着眼し、所要運転資金の変化を確かめた。変化は、単年度のばらつきやコロナ禍の影響を避けるため、2015～2019 年度平均との差でみる。収支ズレとは、売掛金、受取手形、棚卸資産の各回転期間の合計から買掛金と支払手形の回転期間を差し引いたものである。回転期間とは各期末残高の月商比であり「カ月」で表す。そして、月商に収支ズレを乗じた額が所要運転資金となる。図表 3 は、上段に本源的出し手、下段に最終的受け手を、それぞれ資本金規模の大きい順に並べた。まず、手形の減少を反映し、受取手形と支払手形の回転期間は、出し手・受け手を問わずすべての区分で短くなった。

右端の収支ズレをみると、縮小した区分はない。拡大が目立つのは、上段・下段とも各ブロックの上位にある資本金 1 億円以上の区分で、1 億円未満の区分では拡大幅が 0.2 カ月以内にとどまる。最も大きいのは、表の最上段にある資本金 10 億円以上の建設業（1.9 カ月）である。その要因を仕入債務の側からみると、2015～2019 年度平均に比べ、下請業者への外注費など、工事原価にかかる工事未払金を含む買掛金が 0.4 カ月、支払手形が 0.3 カ月短くなった。現金

図表 3 運転資金の回転期間（月）

	業種	規模	売掛金	受取手形	売上債権	棚卸資産	買掛金	支払手形	収支ズレ
出し手	建設業	10 億円以上	4.2(+0.7)	0.2(−0.1)	4.4(+0.6)	1.5(+0.5)	1.6(−0.4)	0.3(−0.3)	3.9(+1.9)
	最終財･組立系	〃	2.2(+0.1)	0.1(−0.0)	2.4(+0.1)	1.4(+0.3)	1.5(−0.0)	0.1(−0.1)	2.1(+0.5)
	建設業	1 億～10 億円	2.8(+0.5)	0.2(−0.2)	3.0(+0.3)	1.1(−0.1)	1.3(−0.2)	0.3(−0.3)	2.5(+0.7)
	最終財･組立系	〃	1.9(−0.1)	0.1(−0.1)	2.0(−0.2)	1.4(+0.3)	1.2(−0.1)	0.2(−0.2)	2.1(+0.4)
	卸売業	1 千万～1 億円	1.5(−0.1)	0.3(−0.1)	1.7(−0.2)	0.8(+0.1)	1.1(−0.1)	0.4(−0.1)	1.1(+0.0)
	建設業	〃	1.3(−0.2)	0.1(−0.1)	1.4(−0.3)	1.4(+0.0)	0.9(−0.1)	0.2(−0.2)	1.7(+0.0)
	最終財･組立系	〃	1.4(−0.3)	0.2(−0.3)	1.6(−0.5)	1.5(+0.3)	0.9(−0.0)	0.3(−0.3)	2.0(+0.0)
受け手	卸売業	10 億円以上	2.3(+0.5)	0.2(−0.0)	2.6(+0.5)	1.0(+0.4)	2.1(+0.5)	0.1(−0.0)	1.4(+0.5)
	素材･部品系	〃	2.5(+0.1)	0.2(−0.1)	2.7(+0.0)	2.3(+0.6)	1.4(−0.1)	0.1(−0.1)	3.5(+0.8)
	卸売業	1 億～10 億円	2.1(+0.2)	0.3(−0.1)	2.4(+0.1)	0.8(+0.2)	2.0(+0.1)	0.3(−0.0)	0.9(+0.2)
	小売業	〃	0.7(−0.3)	0.0(−0.1)	0.7(−0.4)	1.3(+0.6)	1.0(−0.3)	0.0(−0.0)	1.1(+0.5)
	素材･部品系	〃	2.2(+0.1)	0.3(−0.2)	2.5(−0.1)	2.3(+0.8)	1.3(−0.1)	0.3(−0.1)	3.2(+0.9)
	素材･部品系	1 千万～1 億円	1.6(−0.1)	0.4(−0.3)	2.0(−0.4)	1.7(+0.3)	0.9(−0.0)	0.4(−0.3)	2.4(+0.2)
	全業種	1 千万円未満	1.0(−0.0)	0.1(−0.1)	1.1(−0.1)	0.7(+0.0)	0.5(−0.1)	0.0(−0.0)	1.3(+0.1)

（注）回転期間は期末残高を年間売上高で除して 12 を乗じた値。数値は 2025 年度の水準、括弧内は 2015～2019 年度平均からの変化。売上債権は売掛金と受取手形（受取手形割引残高を含む）の合計。収支ズレは売上債権＋棚卸資産－買掛金－支払手形。四捨五入のため、内訳の合計が一致しない場合がある。素材・部品系には鉱業を含む。(−0.0)は 0.05 カ月未満の短縮、(+0.0)は 0.05 カ月未満の増加を示す。

（出所）財務省「法人企業統計調査」より大和総研作成

払いへの配慮や手形サイトの 60 日以内への短縮を求める建設業法上の運用と整合的で、外注先への支払が早まった可能性がある。また、建設業の棚卸資産に計上される未成工事支出金には外注先への前渡金も含まれるため、棚卸資産の増加の一部も支払の前倒しを反映している可能性がある。

他方、資産の側では、売掛金回転期間が 0.7 カ月延び、棚卸資産も 0.5 カ月分増えた。法人企業統計の売掛金には未請求の契約資産が含まれ、棚卸資産の未成工事支出金には引渡し前の工事費が計上される。集計範囲は異なるが、大手建設業 50 社の手持ち工事高は 2026 年 3 月末に 28 兆 7,557 億円と、1992 年のピークを超えて過去最高となった[4]。受注残の積み上がりや案件の大型化、工期の長期化が資産を押し上げたとみられる。仕入債務の短縮幅は資産の増加を下回り、収支ズレ拡大の多くはこうした受注・施工面の事情による。もっとも、支払を早めた分の資金を自ら賄っている点では、外注先の資金繰りを支える方向に働いた可能性がある。ただし、法人企業統計からは取引の相手先を特定できない点には留意が必要である。

表の上段 2 行目にある資本金 10 億円以上の最終財・組立系も、収支ズレが 0.5 カ月拡大した。ただし、支払手形の短縮は 0.1 カ月にとどまり、買掛金もほぼ横ばいである。拡大の主因は、棚卸資産が 0.3 カ月分増えたことである。下段の先頭にある資本金 10 億円以上の卸売業は、最終的受け手のなかで売掛金が 0.5 カ月と大きく延びた唯一の区分である。受取手形の減少に伴う企業間信用の縮小を、納入先への支払猶予で補った可能性がある。ただし、買掛金も同じく 0.5 カ月延びており、売掛金の延びは差し引きで収支ズレの拡大にはつながっていない。収支ズレの拡大（0.5 カ月）は、主に棚卸資産が 0.4 カ月分増えたことによる。

手形の減少で運転資金は増えたかという第 1 の問いについてまとめると、収支ズレは拡大したものの、手形の減少による部分は小さく、多くは売掛金や棚卸資産など手形以外の変化による。まず本源的出し手では、支払手形の短縮を買掛金の長期化で補った形跡はない。支払手形は 7 区分すべてで短くなり、買掛金も 5 区分で短くなって、残る 2 区分はほぼ横ばいだった。次に最終的受け手では、資本金 10 億円以上の卸売業を別とすれば、受取手形の減少分が売掛金の増加に置き換わってはいない。資本金 1 億円未満の最終的受け手では売上債権回転期間が短くなり、収支ズレもほぼ横ばいだった。手形払いが期日払いの掛取引に置き換わっただけという形跡は、少なくともこれらの区分にはなく、取引条件が悪化した兆候もみられない。

３．増えた運転資金は借入で賄われたか

企業間信用の縮小で不足した運転資金は、金融機関借入で補うことが考えられる。運転資金に対応するのは原則として短期借入金だが、現金・預金が借入を上回る実質無借金の区分も多いため、割引手形と短期・長期借入金の合計から現金・預金を差し引いた「実質借入金」でみる。長期借入金には設備資金も含まれる点に留意が必要だ。

[4] 国土交通省「建設工事受注動態統計調査報告（大手 50 社調査）（令和 8 年 4 月分）」（2026 年 5 月 29 日）

図表 4 収支ズレと実質借入金の回転期間（月）

	業種	規模	収支ズレ	割引手形	短期借入金	長期借入金	現金・預金	実質借入金
出し手	建設業	10 億円以上	3.9 (+1.9)	0.0 (−0.0)	0.8 (+0.4)	0.9 (+0.5)	1.5 (−0.3)	0.3 (+1.1)
	最終財・組立系	〃	2.1 (+0.5)	0.0 (−0.0)	0.8 (+0.2)	0.9 (+0.0)	1.9 (+0.5)	−0.2 (−0.3)
	建設業	1 億～10 億円	2.5 (+0.7)	0.0 (−0.0)	0.4 (+0.0)	0.4 (−0.0)	2.5 (+0.6)	−1.7 (−0.6)
	最終財・組立系	〃	2.1 (+0.4)	0.0 (−0.0)	0.4 (−0.3)	0.5 (−0.1)	1.2 (+0.1)	−0.3 (−0.5)
	卸売業	1 千万～1 億円	1.1 (+0.0)	0.0 (−0.0)	0.6 (−0.1)	1.2 (+0.1)	2.1 (+0.5)	−0.3 (−0.5)
	建設業	〃	1.7 (+0.0)	0.0 (−0.0)	0.5 (−0.2)	1.8 (+0.3)	4.0 (+1.3)	−1.8 (−1.2)
	最終財・組立系	〃	2.0 (+0.0)	0.0 (−0.1)	0.9 (+0.0)	2.0 (−0.2)	2.6 (+0.4)	0.4 (−0.6)
受け手	卸売業	10 億円以上	1.4 (+0.5)	0.0 (−0.0)	0.6 (+0.2)	1.7 (+0.5)	0.7 (+0.1)	1.6 (+0.6)
	素材・部品系	〃	3.5 (+0.8)	0.0 (+0.0)	1.0 (+0.2)	1.7 (+0.0)	1.5 (+0.0)	1.2 (+0.2)
	卸売業	1 億～10 億円	0.9 (+0.2)	0.0 (−0.0)	0.3 (+0.1)	0.3 (+0.1)	0.8 (+0.2)	−0.2 (−0.1)
	小売業	〃	1.1 (+0.5)	0.0 (−0.0)	0.2 (−0.3)	0.2 (−0.2)	0.5 (−0.0)	−0.1 (−0.4)
	素材・部品系	〃	3.2 (+0.9)	0.0 (−0.0)	0.6 (−0.2)	0.6 (−0.1)	1.5 (+0.0)	−0.3 (−0.3)
	素材・部品系	1 千万～1 億円	2.4 (+0.2)	0.0 (−0.1)	1.0 (+0.0)	2.3 (−0.2)	3.2 (+0.6)	0.0 (−0.8)
	全業種	1 千万円未満	1.3 (+0.1)	0.0 (−0.0)	0.6 (−0.0)	3.6 (+0.0)	3.0 (+0.8)	1.2 (−0.8)

（注）回転期間は期末残高を年間売上高で除して 12 を乗じた値。数値は 2025 年度の水準、括弧内は 2015～2019 年度平均からの変化。短期借入金・長期借入金は、それぞれ流動負債・固定負債の金融機関借入金。実質借入金は、割引手形（受取手形割引残高）＋短期借入金＋長期借入金－現金・預金。素材・部品系には鉱業を含む。四捨五入のため、内訳の合計が一致しない場合がある。(−0.0)は 0.05 カ月未満の短縮、(+0.0)は 0.05 カ月未満の増加を示す。

（出所）財務省「法人企業統計調査」より大和総研作成

図表 4 は、図表 3 と同じく上段に本源的出し手、下段に最終的受け手を並べた。2015～2019 年度平均と比べて実質借入金が増えたのは、上段の最上行にある建設業（1.1 カ月）、下段の最上行にある卸売業（0.6 カ月）、その下の素材・部品系（0.2 カ月）の 3 区分で、いずれも資本金 10 億円以上である。そのほかの 11 区分では、いずれも実質借入金が減った。減少幅が大きいのは、資本金 1 千万～1 億円の建設業（1.2 カ月）、同規模の素材・部品系（0.8 カ月）、資本金 1 千万円未満の全業種（0.8 カ月）で、いずれも現金・預金の増加が主因である。水準をみると、2025 年度は 14 区分のうち 8 区分で現金・預金が借入を上回る実質無借金だった。

手形の減少で増えた運転資金を金融機関借入で補ったかという第 2 の問いについては、一律にそうだとはいえない。まず、実質借入金が増えたのは 14 区分のうち 3 区分にとどまる。このうち建設業は、収支ズレの拡大（1.9 カ月）に対し、短期・長期の借入金が増え、現金・預金も減っており、増えた運転資金を借入と手元資金で賄ったとみられる。ただし、収支ズレ拡大の主因は手形の減少ではない。

卸売業も、収支ズレの拡大は棚卸資産の増加によるところが大きく、実質借入金の増加も主に長期借入金によるため、在庫積み増しへの対応とは断定できない。素材・部品系は、実質借入金の増加（0.2 カ月）が収支ズレの拡大（0.8 カ月）を下回っており、拡大の主因も棚卸資産の増加である。一方、上段 2 行目の資本金 10 億円以上の最終財・組立系は、収支ズレが 0.5 カ月拡大したが、現金・預金が増え、実質借入金は 0.3 カ月減った。収支ズレの拡大は主に内部資金で賄われたとみられる。

以上をまとめると、収支ズレは資本金 1 億円以上の区分を中心に拡大したが、主因は売掛金や棚卸資産など手形以外の変化である。実質借入金が増えたのは資本金 10 億円以上の 3 区分にとどまり、収支ズレが突出して拡大した建設業でも、その多くは受注・施工面の事情を背景と

した資産の積み上がりによる。

４．期中の資金繰りを把握する金融支援へ

期末に表れない変動と手形の代替手段

このように、2025 年度までの期末決算でみる限り、企業間信用の縮小で資金繰りが全体として悪化した形跡はなく、手形から借入への一律の移行もみられない。

ただし、期末に悪化が見えないからといって、月々の資金繰りに問題がないとは限らない。入金と支払のタイミングのずれから生じる運転資金の過不足は、期末残高に表れない月々の売上や仕入の変動にも左右されるからだ。代金の一部を手形で支払う慣行は、支払側では支払の繰り延べ、受取側では割引による早めの資金化を通じて、こうした期中の波をならしてきた。手形がなくなれば、その変動は企業の手元に直接表れる。とりわけ、金融機関から借りにくい小規模な受取側にとって、手形割引は振出人の信用を借りて資金を得る手段でもあった。

手形に代わる道は、企業間信用を続けるか、やめるかで分かれる。企業間信用を続ける場合、支払側はでんさいや振込による期日払いに移り、受取側はでんさいの割引、売掛債権のファクタリング、売掛債権担保融資で資金化する。企業間信用をやめる場合、支払側は金融機関から借りて現金で支払う。このうちでんさいを使うには、支払側と受取側の双方がでんさいネットと利用契約を結び、インターネットバンキングや会計システムとの連携を整える必要がある。でんさいネットの調査では、手形を振り出す企業延べ 17.3 万社の 74.1%がでんさいを利用していない[5]。この場合、ファクタリングなどで資金化できるかどうかが課題となる。

期中の資金繰りを見守る貸出体制を

金融機関の対応としては、手形割引に代えて、当座貸越で短期の資金需要に応じる方法と、証書貸付で長期の運転資金を出す方法がある。ただし、いずれも手形割引と違って振出人の信用には頼れず、借り手自身の信用だけが問われるため、審査のハードルは高くなる。加えて、手形の割引を通じて見えていた取引先の期中の資金繰りを把握しにくくなることも難点だ。

そこで重要性を増すのが、いわゆる「引当貸」の手法である。数カ月先に完成する工事や納品済みの取引、季節商品の販売など、代金の回収時期とその金額が見込める個々の案件を特定（引当）し、案件にかかる代金を返済原資とする。これを条件に、その入金までに必要な仕入等資金を短期で貸し出し、入金時に返済を受ける。資金の使い道と返済原資を一対一で結びつけ、個々の取引の確かさと資金の流れを確かめて融資する方法だ。その前提として、資金繰り表や月次試算表で月次の入出金を継続的に把握しておく必要がある。担保や第三者保証に頼らず、資金繰りの動きそのものを見て貸す、伝統的な審査手法への回帰ともいえる。企業間信用

[5] 全銀電子債権ネットワーク「手形・小切手機能の『全面的な電子化』に向けたでんさいネットの取組みについて」第 22 回検討会資料（2026 年 3 月 24 日）

の縮小の受け皿となる金融機関には、こうした期中の動態管理を前提に資金を供給する体制が求められる。公正取引委員会と中小企業庁も 2026 年 9 月、金融機関に対し、事業者に寄り添った柔軟かつきめ細かな資金繰り支援を求めている。

以　上

参考文献

公正取引委員会「手形が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導基準の変更について」（2024 年 4 月 30 日）

公正取引委員会「取適法・振興法」（2025 年）

公正取引委員会・中小企業庁「約束手形の利用廃止を踏まえたサプライチェーン全体での支払の適正化について」（2026 年 9 月 2 日）

国土交通省「手形による下請代金の支払」（2024 年）

全国銀行協会 手形・小切手機能の「全面的な電子化」に関する検討会「手形・小切手機能の電子化状況に関する調査報告書（2023 年度）」（2024 年 3 月 29 日）

関連レポート

鈴木文彦「5 年後の約束手形の利用廃止について」（大和総研レポート、2021 年 3 月 4 日）

鈴木文彦「手形・小切手廃止のボトルネックは何か」（大和総研レポート、2024 年 5 月 13 日）